

## 「家族法制の見直しに関する中間試案」意見書

令和 5年 2月15日  
千葉司法書士会

### 第1 親子関係に関する基本的な規律の整理

#### 1 子の最善の利益の確保等

- (1) 父母は、成年に達しない子を養育する責務を負うものとする。
- (2) 父母は、民法その他の法令により子について権利の行使及び義務の履行をする場合や、現に子を監護する場合には、子の最善の利益を考慮しなければならないものとする（注1）。
- (3) 上記(2)の場合において、父母は、子の年齢及び発達に応じて、子が示した意見を考慮するよう努めるものとする考え方について、引き続き検討するものとする（注2）。

（注1）親の権利義務や法的地位を表す適切な用語を検討すべきであるとの考え方がある。

（注2）本文(3)の考え方に加えて、父母（子と同居していない父母を含む。）が、できる限り、子の意見又は心情を把握しなければならないものとするとの考え方がある。

#### <意見の趣旨>

- (1) 及び (2) に賛成する。
- (3) については明文化することについては消極である。

#### <意見の理由>

父母が成年に達しない子を養育しなければならないという義務や、子どもを養育する際には子の最善の利益を考慮しなければならないという思想は、社会全体で共有できるものであり、家族法の基本原則として掲げておく意義のあるものである。

一方、子が示した意見を考慮するよう努めるものとする考え方や父母ができる限

り子の意見又は心情を把握しなければならないという考えについては、個別具体的な事情によって子の意見に反することが子の利益になることもあり、それらの考えは子の最善の利益の中に含まれているともいえるから、明文化する必要はないと考える。

## 2 子に対する父母の扶養義務

- (1) 未成年の子に対する父母の扶養義務の程度が、他の直系親族間の扶養義務の程度（生活扶助義務）よりも重いもの（生活保持義務）であることを明らかにする趣旨の規律を設けるものとする。
- (2) 成年に達した子に対する父母の扶養義務の程度について、下記のいずれかの考え方に基づく規律を設けることについて、引き続き検討するものとする（注）。

### 【甲案】

子が成年に達した後も引き続き教育を受けるなどの理由で就労をすることができないなどの一定の場合には、父母は、子が成年に達した後も相当な期間は、引き続き同人に対して上記(1)と同様の程度の義務を負うものとする考え方

### 【乙案】

成年に達した子に対する父母の扶養義務は、他の直系親族間の扶養義務と同程度とする考え方

(注) 成年に達した子に対する父母の扶養義務の程度については特段の規律を設けず、引き続き解釈に委ねるものとする考え方もある。

### <意見の趣旨>

- (1) に賛成する。
- (2) については（注）に賛成する。

### <意見の理由>

民法877条の扶養義務について、夫婦と未成熟子については、自己と同程度の水準で扶養する生活保持義務があり、その他の親族については余力がある場合に扶養すればよいという生活扶助義務であるというのが従来からの通説であるから、明文化することに賛成する。また、未成熟子という概念を使うよりも未成年の子（成

年に達しない子)か否かで線を引いた方が明確であるため、(1)の案に賛成する。夫婦間に定められているような具体的な規定(民法752条の同居、協力及び扶助の義務や民法860条の婚姻費用の分担)を持たない父母と未成年の子の扶養義務の程度については、特に民法に規定する意義があると考ええる。

一方、(2)成年に達した子に対する父母の扶養義務の程度については特段の規律を設ける必要はなく、引き続き解釈に委ねる(注)案でよいと考える。特に甲案は、一定の事由がどのような場合であるかについて個別具体的な事情に委ねざるを得ず、恣意的に運用される可能性があるから妥当でない。

## 第2 父母の離婚後等の親権者に関する規律の見直し

### 1 離婚の場合において父母双方を親権者とするものの可否

#### 【甲案】

父母が離婚をするときはその一方を親権者と定めなければならないことを定める現行民法第819条を見直し、離婚後の父母双方を親権者と定めることができるような規律を設けるものとする(注)。

#### 【乙案】

現行民法第819条の規律を維持し、父母の離婚の際には、父母の一方のみを親権者と定めなければならないものとする。

(注) 本文の【甲案】を採用する場合には、親権者の変更に関する民法第819条第6項についても見直し、家庭裁判所が、子の利益のため必要があると認めるときは、父母の一方から他の一方への変更のほか、一方から双方への変更や双方から一方への変更をすることができるようにするものとする考え方があり。なお、このような見直しをした場合における新たな規律の適用範囲(特に、改正前に離婚した父母にも適用があるかどうか)については、後記第8の注2のとおり、引き続き検討することとなる。

#### <意見の趣旨>

甲案に賛成する。

#### <意見の理由>

家族の多様化に伴い、父母の離婚後の子どもの最善の利益にも様々な視点から配

慮しなければいけなくなる。可能な限り、離婚後も父母が子の養育に責任を持ち、父母双方の熟慮の上で子どもについての各事項が決定されることが、子どもの最善の利益に望ましい。

父母が離婚に至る理由は各家庭によって異なり、離婚後も父母の双方が親権者となった場合に生ずる弊害を懸念する立場から、離婚後の共同親権を原則的な位置づけとすべきではないことは後述する。

## 2 親権者の選択の要件

上記1【甲案】において、父母の一方又は双方を親権者と定めるための要件として、次のいずれかの考え方に沿った規律を設けるものとする考え方について、引き続き検討するものとする（注）。

### 【甲①案】

父母の離婚の場合においては、父母の双方を親権者とすることを原則とし、一定の要件を満たす場合に限り、父母間の協議又は家庭裁判所の裁判により、父母の一方のみを親権者とすることができるものとする考え方

### 【甲②案】

父母の離婚の場合においては、父母の一方のみを親権者と定めることを原則とし、一定の要件を満たす場合に限り、父母間の協議又は家庭裁判所の裁判により、父母の双方を親権者とすることができるものとする考え方

（注） 本文に掲げたような考え方と異なり、選択の要件や基準に関する規律を設けるのではなく、個別具体的な事案に即して、父母の双方を親権者とするか一方のみを親権者とするかを定めるべきであるとの考え方（甲③案）もある。他方で、本文に掲げたような選択の要件や基準がなければ、父母の双方を親権者とするか一方のみを親権者とするかを適切に判断することが困難であるとの考え方もある。

<意見の趣旨>

甲②案に賛成する

<意見の理由>

離婚後の父母の双方が親権者となった場合に生ずる弊害を懸念する立場から、そ

の一方のみが親権者となることを原則とし、一定の要件を満たす場合に限り父母双方を親権者と定めることができるとする【甲②案】に賛成する。

離婚後も父母双方が親権者となる弊害としては、子の監護教育・財産管理に関する意思決定及び法定代理権の行使ができなくなるおそれがあることや、離婚時に父母の関係性が悪化していた場合に、その関係性が継続することによって子どもが父母の間の紛争に巻き込まれるおそれがある。

それらの弊害を排除する観点から、甲②案の「一定の要件」の内容を定める必要がある。たとえば、消極的要件（離婚前のDVや虐待の被害がないこと等）を設けて、父母の協議によって双方を親権者とする場合には、市区町村の窓口で、一定の資格（立場）を有する専門官が、その要件の存否について各関係機関に確認・照会することができることや、専門官が父母から各別に行う面談を通じて、当事者からも要件の存否を確認することが考えられる。

### 3 離婚後の父母双方が親権を有する場合の親権の行使に関する規律

（本稿は、上記1において（甲案）を採用した場合の私案である。）

#### (1) 監護者の定め要否

##### 【A案】

離婚後に父母の双方を親権者と定めるに当たっては、必ず父母の一方を監護者とする旨の定めをしなければならないものとする。

##### 【B案】

離婚後に父母の双方を親権者と定めるに当たっては、父母の一方を監護者とする旨の定めをすることも、監護者の定めをしないこと（すなわち、父母双方が身上監護に関する事項も含めた親権を行うものとする）もできるものとする（注1）。

#### (2) 監護者が指定されている場合の親権行使

ア 離婚後の父母の双方を親権者と定め、その一方を監護者と定めたときは、当該監護者が、基本的に、身上監護に関する事項（民法第820条から第823条まで〔監護及び教育の権利義務、居所の指定、懲戒、職業の許可〕に規定する事項を含み、同法第824条〔財産の管理及び代表〕に規定する財産管理に係る事項や、財産上・身分上の行為についての法定代理に係る事項及び同法第

5条〔未成年者の法律行為〕に規定する同意に係る事項を含まない。）についての権利義務を有するものとする考え方について、そのような考え方を明確化するための規律を設けるかどうかも含め、引き続き検討するものとする（注2）。

イ 離婚後の父母の双方を親権者と定め、父母の一方を監護者と定めたときの親権（上記アにより監護者の権利義務に属するものを除く。）の行使の在り方について、次のいずれかの規律を設けるものとする。

**【α案】**

監護者は、単独で親権を行うことができ、その内容を事後に他方の親に通知しなければならない。

**【β案】**

① 親権は、父母間の（事前の）協議に基づいて行う。ただし、この協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、監護者が単独で親権を行うことができる（注3）。

② 上記の規律に反する法定代理権及び同意権の効力は、現行民法第825条〔父母の一方が共同の名義でした行為の効力〕と同様の規律による。

**【γ案】**

① 親権は父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは他の一方が行うものとする。

② 親権の行使に関する重要な事項について、父母間に協議が調わないとき又は協議をすることができないとき（父母の一方が親権を行うことができないときを除く。）は、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、当該事項について親権を行う者を定める（注4）。

③ 上記の各規律に反する法定代理権及び同意権の効力は、現行民法第825条〔父母の一方が共同の名義でした行為の効力〕と同様の規律による。

(3) 監護者の定めがない場合の親権行使（注5）

ア（上記(1)【β案】を採用した場合において）監護者の定めがされていないときは、親権（民法第820条から第823条まで〔監護及び教育の権利義務、居所の指定、懲戒、職業の許可〕に規定する身上監護に係る事項、同法第824条〔財産の管理及び代表〕に規定する財産管理に係る事項や、財産上・身分

上の行為についての法定代理に係る事項及び同法第5条〔未成年者の法律行為〕に規定する同意に係る事項を含む。）は父母が共同して行うことを原則とするものとする。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは他の一方が行うものとする。

イ 親権の行使に関する重要な事項について、父母間に協議が調わないとき又は協議をすることができないとき（父母の一方が親権を行うことができないときを除く。）は、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、当該事項について親権を行う者を定める（注6）。

ウ 上記の各規律に反する法定代理権及び同意権の効力は、現行民法第825条〔父母の一方が共同の名義でした行為の効力〕と同様の規律による。

#### (4) 子の居所指定又は変更に関する親権者の関与

離婚後に父母の双方を親権者と定め、父母の一方を監護者と定めた場合における子の居所の指定又は変更（転居）について、次のいずれかの考え方に基づく規律を設けるものとする。

##### 【X案】

上記(2)アの規律に従って、監護者が子の居所の指定又は変更に関する決定を単独で行うことができる。

##### 【Y案】

上記(2)アの規律にかかわらず、上記(2)イの【 $\alpha$ 案】、【 $\beta$ 案】又は【 $\gamma$ 案】のいずれかの規律により、親権者である父母双方が子の居所の指定又は変更に関する決定に関与する。

(注1) 本文の【B案】の考え方の中には、①一定の要件を満たさない限りは原則として監護者の定めをすべきではないとの考え方や、②一定の要件を満たさない限りは原則として監護者の定めをすべきであるとの考え方、③監護者の定めをするかどうかの選択の要件や基準については特段の規律を設けずに解釈に委ねるものとするべきであるとの考え方などがある。また、監護者の定めをしないことを選択するに当たっては、「主たる監護者」を定めるものとするべきであるとの考え方がある。さらに、父母の双方が親権者となった場合の「監護者」や「主たる監護者」の権利義務の内容については、父母の一方が親権者となっ

て他の一方が「監護者」と定められた場合との異同も意識しながら、引き続き検討すべきであるとの考え方がある。

(注2) 本文(2)アの考え方を基本とした上で、子の監護に関する事項であっても、一定の範囲の事項（例えば、子の監護に関する重要な事項）については、本文(2)イの各規律によるものとすべきであるとの考え方がある。また、本文(2)アの考え方及び本文(2)イの規律を基本とした上で、子の財産管理に関する事項や法定代理権又は同意権の行使であっても、一定の範囲（例えば、重要な事項以外の事項）については、監護者が単独でこれを行うことができるものとすべきであるとの考え方がある。

(注3) 本文の【β案】を採用した場合において、監護者と定められた親権者の一方が子の最善の利益に反する行為をすることを他方の親権者が差し止めるための特別の制度を新たに設けるべきであるとの考え方がある。

(注4) 本文の【γ案】②と異なり、親権の行使に関する重要な事項について、父母間に協議が調わないとき等には、家庭裁判所が、父又は母の請求によって、当該事項についての親権の行使内容を定めるものとする考え方がある。

(注5) 本文の(3)のような規律を設ける場合には、婚姻中の父母がその親権を行うに当たって意見対立が生じた場面においても、家庭裁判所が一定の要件の下で本文の(3)イのような形で父母間の意見対立を調整するものとするとの考え方がある。また、婚姻中の父母の一方を監護者と定めた場合の親権の行使について、上記本文3(2)及び(4)と同様の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(注6) 本文の(3)イの規律についても、上記(注4)と同様の考え方がある。

## <意見の趣旨>

### (1) 監護者の定めを要否

【B案】に賛成し、監護者の定めをするかどうかの選択の要件や基準については特段の規律を設けずに解釈に委ねるものとすべきである。

なお、監護者を定めること又は定めないことによる親権や身上監護権の行使や権限の相違について、一般の当事者にとって制度が複雑になる可能性を孕んでおり、父母がそのことを理解して選択・決定ができるのか疑問である。その点から、父母への離婚についての知識を提供する仕組み作りが必要である。

(2) 監護者が指定されている場合の親権行使

イにつき、【β案】に賛成する。

(3) 監護者の定めがない場合の親権行使

賛成する。

(4) 子の居所指定又は変更に関する親権者の関与

【Y案】を採用し、上記(2)イの【α案】に賛成する。ただし、通知を不要とする例外的なケースも想定されることから、細かなルール作りが必要である。

<意見の理由>

(1) 監護者の定めの有無

家族の多様化に伴い、離婚後の父母と子どもの関係性もその家族によって様々であり、子どもの最善の利益も家族によって異なることから柔軟な対応を可能にする必要がある。そのため、子の監護をすべき者を定めることを一律には要求しない【B案】の考え方に賛成する。

【B案①】(父母の双方が親権者となる場合には、原則として監護者の定めをせず、一定の要件を満たした場合に限って例外的に監護者の定めをすることができるという考え方)及び【B案②】(父母の双方が親権者となる場合であっても、原則として親権者の一方のみを監護者の定めをするものとし、一定の要件を満たした場合に限って例外的に監護者の定めをしないという考え方)は、いずれも反対する。父母の一方を監護者とするか、父母双方が身上監護権を含む親権を行使することとするか、どちらが子の最善の利益に資するのかは、その家庭毎の個別的な事情によって異なるものであることから、要件や基準の規程を設けることは妥当ではない。

(2) 監護者が指定されている場合の親権行使

離婚後の父母の双方が親権を有し、監護者を定めた場合であっても、父母が共同して親権を行使することが望ましい。その点から【α案】には賛成できない。しかしながら、現実問題として離婚後の父母は別居していることが大半で、監護者として定められるのは同居親であることが想定されることから、あまりに厳格な共同親権の行使を要求すると、父母間での意見対立の場面で、親権行使ができ

なくなる事態が生じうる。そのため、父母間の協議が調わないとき、又は協議をすることができない場合は、監護者の定めがあるときに限っては、監護者による単独での親権行使を認めることが妥当であるものとする。

### (3) 監護者の定めがない場合の親権行使

【B案】を採用して監護者の定めがないケースでは、父母間に協議が調わないとき又は協議をすることができないときの対応策が必要となる。しかし、本案では、家庭裁判所が親権の行使に関する重要な事項について親権を定めるものとしているところ、一般人にとって馴染みが薄く敷居の高いイメージのある家庭裁判所での手続きを利用することに躊躇する当事者がいる点、知識不足によってその手続き利用まで至らない当事者をどのようにフォローするかという点、裁判所での迅速な対応が可能となるような人的補充及び手続簡易化を図る点での対策を講じなければ、実効性のある規律とならない。これらを達成する方策を講じた上での規定の創設に賛成する。

### (4) 子の居所指定又は変更に関する親権者の関与

離婚後に父母の双方を親権者と定め、父母の一方を監護者と定めた場合は、できる限り、子どもの各事項の協議・決定に父母の双方が関与することが、子どもの最善の利益に適うものであると考える。

ただ、現実問題として監護者が同居親となることが多いことを鑑みれば、子の居所指定又は変更に関する決定は監護者が単独で定められるとする方が、適切なタイミングでの意思決定ができることになる。一方で、別居親としては子どもの状況把握をすることで、親子関係が円滑に構築することに資することにも繋がることから、子の居所は別居親も把握しておくべき情報である。そこで、別居親は事後的な通知を受けることを必要とする【α案】に賛成する。

しかしながら、【α案】をどのような場合にでも適用をすることは妥当ではない。離婚後に父母の双方を親権者と定め、父母の一方を監護者と定めた場合であっても、その後の事情の変化によって、親権者である別居親に通知をすることが妥当ではないケースも考え得る。離婚後に発生したDVや虐待が認められる場合のようなやむを得ない場合にまで【α案】を適用すると、別居親に通知をして居所を知られることを畏れたために通知をしなかった（できなかった）監護者は、身上監護の義務履行を怠ったと評価されるようなことがあってはならない。法令

上、離婚後に父母の双方を親権者とした父母であっても事後的に一方を親権者と変更することや、事前に他の保全手続で対処が可能であるとしても、本件の【 $\alpha$ 案】は、一般の方が読む際にはどのような場合でも通知が必要と理解されかねず、居所の指定または変更に関する通知を不要とするときの細かいルールを明文化する必要がある。

#### 4 離婚後の父母の一方を親権者と定め、他方を監護者と定めた場合の規律

離婚後の父母の一方を親権者と定め、他方を監護者と定めたときの監護者の権利義務について、上記3(2)ア（及び同項目に付された上記注2）と同様の整理をする考え方について、そのような考え方を明確化するための規律を設けるかどうかも含め、引き続き検討するものとする。

意見なし

#### 5 認知の場合の規律（注）

##### 【甲案】

父が認知した場合の親権者について、現行民法第819条を見直し、父母双方を親権者と定めることができるような規律を設けるものとした上で、親権者の選択の要件や父母双方が親権を有する場合の親権の行使に関する規律について、上記2及び3と同様の規律を設けるものとする。引き続き検討するものとする。

##### 【乙案】

父が認知した場合の親権者についての現行民法第819条の規律を維持し、父母の協議（又は家庭裁判所の裁判）で父を親権者と定めたときに限り父が親権を行う（それ以外の場合は母が親権を行う）ものとする。

（注） 認知後に父母の一方を親権者と定め、他方を監護者と定めた場合における規律について、本文の上記4と同様の整理をする考え方がある。

<意見の趣旨>

甲案に賛成する。

＜意見の理由＞

家族が多様化しているといわれる現在の社会では、婚姻できないカップルや敢えて婚姻を選ばないカップルも一定数存在している。婚姻していない場合においても子に対する責任や義務は婚姻している夫婦と同様に考えてよいと思われるので、離婚後の夫婦と同様のルールを提案する甲案に賛成する。

第3 父母の離婚後の子の監護に関する事項の定め等に関する規律の見直し

1 離婚時の情報提供に関する規律

【甲案】

未成年の子の父母が協議上の離婚をするための要件を見直し、原則として、【父母の双方】【父母のうち親権者となる者及び監護者となる者】が法令で定められた父母の離婚後の子の養育に関する講座を受講したことを協議上の離婚の要件とする考え方について、引き続き検討するものとする（注1）。

【乙案】

父母の離婚後の子の養育に関する講座の受講を協議上の離婚の要件とはせず、その受講を促進するための方策について別途検討するものとする（注2）。

（注1）裁判離婚をする場合において、例えば、家庭裁判所が離婚事件の当事者に離婚後養育講座を受講させるものとするべきであるとの考え方がある一方で、そのような離婚後養育講座の受講を義務付けることに消極的な考え方がある。

（注2）本文の【乙案】の方策の1つとして、例えば、協議上の離婚の当事者である父母がその離婚前又は離婚後に子の養育に関する講座の受講をする義務を負う旨の訓示的な規定を設けるべきであるとの考え方がある。

＜意見の趣旨＞

乙案に賛成する。

＜意見の理由＞

離婚後養育講座の受講の有用性については認める。視聴可能な時間帯は個々異なることから、その視聴方法は、自治体等の施設内で行うことと、各自通信機器により行うことの双方を可能とし、いずれか都合のよい方法を個々が選択できるように

するなどが考えられるだろう。しかしながら、例えばDVにより相手方からの発見  
を逃れる為にできる限り通信接続や人目を避けたいと思っている当事者等、視聴す  
ることが困難な場合、講座受講を離婚届提出の要件としてしまつては、子はいつま  
でも不安定な状況に置かれ、不利益を与えることになる。

手続きや法令等の情報の取得（受講）には積極的な受講を促すべきだが、離婚後  
の父母は離婚に向けての協議や手続きを経る中で、心身共に疲弊していることがあ  
る。そのような中、子が離婚に対してどのような反応をするかなどというデリケー  
トな部分については、講座受講によって得られた知識と現実とを比較し、更に当事  
者を精神的に追い込んでしまうことも考え得る。また、講座受講の有用性は、協議  
離婚の場合に限らないため、乙案により積極的な情報提供等行いつつ講座受講は時  
期や協議離婚・裁判離婚等を問わず個々のタイミングに委ねるのがよいのではない  
か。

いずれの案を採用する場合でも、離婚に伴う手続きや手段、把握しておくべき法  
令（講座受講の義務を訓示規定として設けた場合の当該規定も含む）等については  
積極的に提供されるべき情報であるから、離婚届の様式を工夫し活用することなど  
も含めて確実に情報提供がなされるよう検討すべきである。

いずれの案であっても、講座の作成自体は行うのだから、仮に甲案を採用すると  
した場合でも、当面乙案を採用することによりその講座の受講率等を確認し、受講  
を要件とする必要があるかどうか十分検証するなど段階的に検討してもよいので  
はないか。

## 2 父母の協議離婚の際の定め

### (1) 子の監護について必要な事項の定め促進

#### 【甲①案】

未成年の子の父母が協議上の離婚をするときは、父母が協議をすることができ  
ない事情がある旨を申述したなどの一定の例外的な事情がない限り、子の監護に  
ついて必要な事項（子の監護をすべき者、父又は母と子との親子交流（面会交流）、  
子の監護に要する費用の分担）を定めなければならないものとした上で、これを  
協議上の離婚の要件とするものとする考え方について、引き続き検討するものと  
する（注1）。

#### 【甲②案】

【甲①案】の離婚の要件に加えて、子の監護について必要な事項の定めについては、原則として、弁護士等による確認を受けなければならないものとする考え方について、引き続き検討するものとする（注2）。

【乙案】

子の監護について必要な事項の定めをすることを父母の協議上の離婚の要件としていない現行民法の規律を維持した上で、子の監護について必要な事項の定めがされることを促進するための方策について別途検討するものとする（注3）。

(2) 養育費に関する定めの実効性向上

子の監護に要する費用の分担に関する父母間の定めの実効性を向上させる方向で、次の各方策について引き続き検討するものとする。

ア 子の監護に要する費用の分担に関する債務名義を裁判手続によらずに容易に作成することができる新たな仕組みを設けるものとする。

イ 子の監護に要する費用の分担に関する請求権を有する債権者が、債務者の総財産について一般先取特権を有するものとする。

(3) 法定養育費制度の新設

父母が子の監護について必要な事項の協議をすることができない場合に対応する制度として、一定の要件の下で、離婚の時から一定の期間にわたり、法定された一定額の養育費支払請求権が発生する仕組みを新設するものとし、その具体的な要件や効果（上記(2)イの一般先取特権を含む。）について引き続き検討するものとする（注4～7）。

(注1) 本文(1)の【甲①案】及び【甲②案】においては、子の監護に要する費用の分担をしない（養育費等の額を0円とする）旨の定めをすることの可否やその効力が問題となり得るが、例えば、子の監護に要する費用の分担をしない旨の定めは、一定の要件を満たす場合に限り有効（その場合には本文(3)の法定養育費は発生しない）とすべきであるとの考え方がある。また、【甲①案】及び【甲②案】において協議離婚をするために取り決める必要がある事項の範囲については、(1) 子の監護をすべき者、父又は母と子との交流、子の監護に要する費用の分担の全部とする考え方のほか、(2) これらの一部のみで足りると

する考え方がある。

(注2) 本文(1)の【甲②案】において、弁護士等が子の監護に関する事項についての定めを確認するに当たっては、父母の真意に基づく定めがされているか、定めの内容が子の最善の利益に反するものでないか(できる限り子の意見又は心情を把握するよう努めた上で、子の意見又は心情に配慮されているかを含む。)について確認するものとするの考え方がある。また、本文の(1)の【甲②案】においては、子の監護に要する費用の分担の部分に関して公正証書等の債務名義となる文書が作成されている場合には、弁護士等による確認を受ける必要がないとの考え方がある。

(注3) 本文(1)の【乙案】の方策の1つとして、例えば、①協議上の離婚をする父母が、子の最善の利益を図るため、子の監護について必要な事項が定められるよう努める義務を負っていることを明確化する規律を設けるべきであるとの考え方や、②民法の見直しとは別に、子の監護について必要な事項の定めをすることの重要性を周知・広報し、又はそのような定めが円滑にされるような様々な支援策を拡充させる方向での検討を進めるべきであるとの考え方があり得る。

(注4) 法定養育費の権利行使主体としては、子が権利者であるとする考え方と、親権者(監護者が定められた場合には監護者)が権利者であるとする考え方がある。

(注5) 法定養育費の発生要件として、父母がその離婚の届出において子の監護について必要な事項の協議をすることができない事情がある旨を申述したことを要件とする考え方がある。

(注6) 法定養育費が発生する期間については、①父母間の協議によって子の監護に要する費用の分担についての定めがされるまでとする考え方と、②法令で一定の終期を定めるとする考え方がある。

(注7) 法定養育費の具体的な額については、①最低限度の額を法令で定めるものとする考え方と、②標準的な父母の生活実態を参考とする金額を法令で定めるものとする考え方がある。いずれの考え方においても、後に父母間の協議又は家庭裁判所の手続において定められた養育費額と法定額との間に差額がある場合の取扱いについて、その全部又は一部を清算するための規律を設けるとの考え方がある。

<意見の趣旨>

(1) 子の監護について必要な事項の定め促進

乙案を採用するものとし、甲①案採用の必要性を十分検証を行うものとする。

但し、いずれの案を採用する場合であっても、一方の親の支配的姿勢により一応協議が調ったとされる例がある。そのようなケースでは事後的にでも、抑圧的に不利な協議を強いられた一方の親が、家庭裁判所への申立て等により救済の機会が得られるよう法の整備と、当該法の整備がされたときには十分な情報の周知がされることを求める。

(2) 養育費に関する定めの実効性向上

ア及びイを共に採用することに賛成する。イについては、一般先取特権の存在を証する文書が私文書であった場合に、当該文書を用いての執行が困難とならないよう情報提供が必要である。

財産の保全や財産開示、担保権設定等の手続きについての情報や、義務者側のメリットやデメリットなどの情報提供もされることが望ましい。

(3) 法定養育費制度の新設

本文に賛成する。

法定養育費制度を新設した場合の権利行使主体については、子を権利者とすべきである。

法定養育費の発生要件として、父母がその離婚の届出において子の監護について必要な事項の協議をすることができない事情がある旨を申述したことを要件とする考え方に賛成する。

法定養育費が発生する期間については、父母間の協議によって子の監護に要する費用の分担についての定めがされるまで又は法令で定めた一定の終期(例えば18歳に達する日以後最初の3月31日まで等)まで(但し、権利者の身分関係に変更があったとき等事情の変更があったときを除く)のいずれか早いときまでとしつつ、一定の場合には法定養育費制度を用いての救済を認めることとすべきである。

<意見の理由>

(1) 子の監護について必要な事項の定め促進

甲①案及び甲②案を採用した場合に、一方当事者から「必要な事項の定めについ

て協議をすることが困難である」旨の申述があった場合の例外を設けることには賛成するものの、そうすることにより実効性に欠けるものとなりかねない。そのため、乙案を採用し、(注3)にあるような規定を設けるとともに社会全体にそれらの重要性の周知や有効な支援策(裁判所のみならず、公証役場やADR機関・その他支援機関等の利用の促進・自治体窓口での書面の交付と併せて口頭での案内を行うことをも含む)の検討を行った方がより実効性が高いものとする。

また、甲①案及び甲②案において、一定の事情の該当性について疎明資料の提出等をも要するとした場合には、その確認審査機関をどうするかという問題が生じる。

(注2)において、「父母の真意に基づく定めがされているか」、「定めの内容が子の最善の利益に反するものでないか(できる限り子の意見又は心情を把握するよう努めた上で、子の意見又は心情に配慮されているかを含む。)」について弁護士等が確認するという考え方があるとされているが、何を以て真意と捉えるのか基準が不明確である。子の意見・真意の確認は一度の面談のみで必ずしも行えるとは限らず、弁護士等の負担のみならず、確認や必要な調査などのための費用負担をどうするかという問題もある。また、協議内容の変更等がある場合、その都度弁護士等の確認を受ける必要があるのかなど検討する必要も生じる。

(注3)において、①及び②は双方を採用しても共に成り立つことから、双方を採用するものとし、乙案を当面実行する中で、甲①案採用の必要性の検証を行えるとよい。

仮に甲①案又は甲②案を採用する場合においては、一部の事項(少なくとも子の監護をすべき者)の定めのみであっても協議上の離婚をすることができるとすべきである。親子交流(面会交流)については、DV等の事情がある場合には、その方法の検討や実施も当事者のみでは困難なこともあり、また事情によっては、子の方から一方当事者との交流を拒絶している場合もあるように協議がまとまらないまま離婚の手続きを行うケースも考えられる。また、子の監護に要する費用の分担について協議がまとまらない場合でも、法定養育費制度によって補うことができよう。

父母共に子の福祉を重んじ協議ができる状況であるなら問題ないが、一応父母の協議とされるものであっても、強迫とまでは行かないまでも一方親の支配的姿勢によりやむを得ず意に反する合意を強いられるケースは存在する。そのような場合に事後的にでも、家庭裁判所への申立て等により、子の福祉を重んじた判断がなされる機会が設けられるようにすべきである。

## (2) 養育費に関する定めの実効性向上

アについて、これまでの養育費の履行率の低さを踏まえ、執行に向けての手段はできる限り多いことが望ましい。そのことから、債務名義は平日に限らず柔軟に対応できる機関で作成できるとよい。

イに関連して、養育費の定めを、私文書の他、メールやSNS等で行うこともありえ、執行手続きが困難となることなどが考えられることから、合意前の段階からの情報提供等が必要である。

また、万一当該文書が債務名義として不十分であった場合には、取り急ぎ法定養育費制度によって認定された（定められた）額を合意の額とみなして執行手続きを行うことができることとしてもよいのではないか。

義務者側としては、滞りなく支払いを行ったことでのメリットを実感できることにより、積極的な履行につながる。面会交流などにより自身の債務の履行が子の成長につながっていることを実感することができることがメリットの一つとあげられるが、それ以外にもポイント制など目に見える何かを検討してもよいのではないか。

## (3) 法定養育費制度の新設

法定養育費の権利行使主体としては、母が権利者であると考え、母が何らかの債務を有する場合、母の債権者から執行を受ける可能性がある。その為、子を権利者とする考え方が適切である。

法定養育費の発生要件としては、できる限り負担なく誰でも当然に発生する権利でなければならない為、離婚届出の際に、監護について必要な事項の協議をすることができない旨の申述があったことのみで足りるとすべきである。その申述の方法は、離婚届出の際に簡易に漏れなく行えるようにすることを要する。

法定養育費が発生する期間は、権利者の保護を可能な限り図るべきだが、権利者が養子縁組をし、法定養育費分を充足できることとなった場合等、事情によりその期間は短くなることもあり得る。

なお、父母間の協議によって子の監護に要する費用の分担についての定めがされるまでとの終期を定める場合には、前記「(1) 子の監護について必要な事項の定め」の促進」＜意見の理由＞の末尾に記載のとおり、一方親の支配的姿勢によりやむを得ず合意を強いられたときの救済について検討が必要である。

### 3 離婚等以外の場面における監護者等の定め

次のような規律を設けるものとする（注1、2）。

婚姻中の父母が別居し、共同して子の監護を行うことが困難となったことその他の事由により必要があると認められるときは、父母間の協議により、子の監護をすべき者、父又は母と子との交流その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定めることができる。この協議が調わないとき又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の申立てにより、当該事項を定めることができる。

（注1）本文の規律が適用されるかどうかの判断基準（例えば、別居期間の長さを基準とするなど）を明確化するものとする考え方があり。また、別居等の場面においても、子の監護について必要な事項や婚姻費用の分担に関する定めが促進されるようにするための方策を講ずるものとする考え方があり。

（注2）父母の婚姻中における子の監護に関する事項の定めについては、明文の規律を設けるのではなく、引き続き解釈（民法第766条〔離婚後の子の監護に関する事項の定め等〕の類推適用）に委ねるものとする考え方もあり。

#### <意見の趣旨>

離婚等以外の場面における監護者等について本文に賛成するが、一方の親の支配的姿勢により協議が一応調ったものとされてしまう例もある。そのような場合に事後的にでも、抑圧的に不利な協議を強いられた一方の親は、家庭裁判所への申立て等により救済の機会が得られるよう法の整備と、当該法の整備がされたときには十分な情報の周知を求める。

子の監護について必要な事項や婚姻費用の分担に関する定めが促進されるようにするための方策を講ずる際には、婚姻費用の分担等の情報の提供も含め、その周知方法に工夫が必要である。

#### <意見の理由>

別居から離婚に至るケースは7割に至る（厚生労働省 令和4年度 離婚に関する統計の概況図7 同年別居離婚件数及び離婚全体に占める割合の年次推移 一昭和25年～令和2年一）。家庭裁判所において子の親権者を定めるにあたって判断

基準とされてきた要素のひとつに、それまでの監護状況の「継続性」があげられる。これらのことから、子の監護者を定めることは、その後離婚した場合の親権者等の指定において、大きな影響を与えることが考えられる。もとより、父母共に子の福祉を重んじ協議ができる状況であるなら問題ないが、一応父母の協議とされるものであっても、一方親の支配的姿勢によりやむを得ず意に反する合意を強いられるケースは存在する。そのような場合に事後的にでも、家庭裁判所への申立て等により、子の福祉を重んじた判断がなされる機会が設けられるようにすべきである。

離婚等以外の場面では、住所の異動を伴わない限り、自治体の窓口等特定の場所に出向く機会がない。仮に住所の異動をする場合でもその手続きでは、自治体の窓口において、別居等の理由はうかがえない状況である。そのことから、監護について必要な事項等の定め促進につながる制度等に関する情報の提供を受ける機会に乏しい為、各種ツール等を用いた広報活動がより必要である。

#### 4 家庭裁判所が定める場合の考慮要素

##### (1) 監護者

家庭裁判所が子の監護をすべき者を定め又はその定めを変更するに当たっての考慮要素を明確化するとの方針について、引き続き検討するものとする（注1）。

##### (2) 親子交流（面会交流）

家庭裁判所が父母と子との交流に関する事項を定め又はその定めを変更するに当たっての考慮要素を明確化するとの方針について、引き続き検討するものとする（注2、3）。

（注1）子の監護をすべき者を定めるに当たっての考慮要素の例としては、①子の出生から現在までの生活及び監護の状況、②子の発達状況及び心情やその意思、③監護者となろうとする者の当該子の監護者としての適性、④監護者となろうとする者以外の親と子との関係などがあるとの考え方がある。このうち、①の子の生活及び監護の状況に関する要素については、父母の一方が他の一方に無断で子を持って別居した場面においては、このような行為が「不当な連れ去り」であるとして、当該別居から現在までの状況を考慮すべきではないとす

る考え方がある一方で、そのような別居は「DVや虐待からの避難」であるとして、この別居期間の状況を考慮要素から除外すべきではないとの考え方もある。このほか、⑤他の親と子との交流が子の最善の利益となる場合において、監護者となろうとする者の当該交流に対する態度を考慮することについては、これを肯定する考え方と否定する考え方がある。

(注2) 父母と子との交流に関する事項を定めるに当たっての考慮要素の例としては、①子の生活状況、②子の発達状況及び心情やその意思、③交流の相手となる親と子との関係、④親子交流を安全・安心な状態で実施することができるかどうか(交流の相手となる親からの暴力や虐待の危険の有無などを含む。)などがあるとの考え方がある。このほか、交流の相手となる親と他方の親との関係を考慮することについては、これを肯定する考え方と否定する考え方がある。

(注3) 親子交流を実施する旨の定めをするかどうかの判断基準を明確化すべきであるとの考え方がある。

#### <意見の趣旨>

(1)(2) 共に賛成する。

(注1) ⑤の監護者となろうとする者の当該交流に対する態度を考慮に入れることについて反対する。

(注3) について、親子交流を実施する旨の定めをするかどうかの判断基準の明確化はせず、これまでどおり解釈等に委ねるべきである。

#### <意見の理由>

(注1) の⑤について、親子交流が子の最善の利益となる場合という前提条件があるが、その判断にあたっては、子の意見等が参考とされることもあろう。しかしながら、子が本心に添った発言ができない状況にある場合もあり、心情を正しく言語化できるとは限らない。子の意見等によらない場合であっても、「子の最善の利益となる場合において」という条件を満たしているかどうかの判断基準が非常に不明確で、混乱を招く。

また、親子共に安心・安全な形で親子交流(親子交流後の生活も含む)ができることが保証されて初めて、監護親は親子交流の実施に向けて積極的な態度を示せるのであって、そうでない場合には、監護親となろうとする者は親子交流に消極的と

なって当然である。仮に⑤を採用する場合には、十分当事者から事情を汲み取り事案に応じて確認の要否を検討するなど配慮が必要である。

(注3) について、離婚や別居に至った経緯や子の考え方・取り巻く環境等異なり、個別に対応すべきである。これまでどおり事案に応じ、解釈等に委ねるべきである。

#### 第4 親以外の第三者による子の監護及び交流に関する規律の新設

##### 1 第三者による子の監護

(1) 親以外の第三者が、親権者（監護者の定めがある場合は監護者）との協議により、子の監護者となることができる旨の規律を設けるものとし、その要件等について引き続き検討するものとする（注1、2）。

(2) 上記(1)の協議が調わないときは家庭裁判所が子の監護をすべき者を定めるものとする考え方について、その申立権者や申立要件等を含め、引き続き検討するものとする。

(注1) 監護者となり得る第三者の範囲について、親族に限るとする考え方や、過去に子と同居したことがある者に限るとする考え方がある。

(注2) 親以外の第三者を子の監護者と定めるには、子の最善の利益のために必要があることなどの一定の要件を満たす必要があるとの考え方がある。

##### <意見の趣旨>

親以外の第三者が、親権者（監護者の定めがある場合は監護者）との協議により、子の監護者となることができる旨の規律を設けることには賛成するが、当事者の協議に任せるのではなく、家庭裁判所の許可を要するとすべきである。

##### <意見の理由>

親以外の第三者が、親権者（監護者の定めがある場合は監護者）との協議により、子の監護者となることができる旨の規律を設けると、それが濫用的に利用され子の利益を害する可能性を否定できない。そこで、家庭裁判所の許可を要件として親以外の第三者が子の監護者となることができるとすべきである。

## 2 親以外の第三者と子の交流

### 2 親以外の第三者と子との交流

(1) 親以外の第三者が、親権者（監護者の定めがある場合は監護者）との協議により、子との交流をすることができる旨の規律を設けるものとし、その要件等について引き続き検討するものとする（注1、2）。

(2) 上記(1)の協議が調わないときは家庭裁判所が第三者と子との交流について定めるものとする考え方について、その申立権者や申立要件等を含め、引き続き検討するものとする。

（注1）子との交流の対象となる第三者の範囲について、親族に限るとする考え方や、過去に子と同居したことがある者に限るとする考え方がある。

（注2）親以外の第三者と子との交流についての定めをするには、子の最善の利益のために必要があることなどの一定の要件を満たす必要があるとの考え方がある。

#### <意見の趣旨>

親以外の第三者が、親権者（監護者の定めがある場合は監護者）との協議により、子との交流をすることができる旨の規律を設けることには賛成するが、当事者の協議に任せるのではなく、家庭裁判所の許可を要するとするべきである。

#### <意見の理由>

親以外の第三者が、親権者（監護者の定めがある場合は監護者）との協議により、子との交流をすることができる旨の規律を設けると、それが濫用的に利用され子の利益を害する可能性を否定できない。そこで、家庭裁判所の許可を要件として親以外の第三者が子との交流をすることができるようにすべきである。

## 第5 子の監護に関する事項についての手続に関する規律の見直し

### 1 相手方の住所の調査に関する規律

子の監護に関する処分に係る家事事件手続において、家庭裁判所から調査の嘱

託を受けた行政庁が、一定の要件の下で、当事者の住民票に記載されている住所を調査することを可能とする規律（注1、2）について、引き続き検討するものとする（注3）。

（注1）調査方法としては、行政庁が、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して調査するとの考え方がある。

（注2）当事者は、家庭裁判所又は行政庁が把握した住所の記載された記録を閲覧することができないとの規律を設けるべきであるとの考え方がある。

（注3）相手方の住民票に記載されている住所が判明したとしても、相手方が当該住所に現実に居住しているとは限らないために居住実態の現地調査が必要となる場合があり得るところであり、こういった現地調査に係る申立人の負担を軽減する観点から、例えば、公示送達の手続きの要件を緩和すべきであるとの考え方がある。他方で、公示送達の活用については相手方の手続保障の観点から慎重に検討すべきであるとの考え方もある。

#### <意見の趣旨>

当事者が、家庭裁判所または行政庁が把握した住所の記載された記録を閲覧することができないとの規律を設けること（注2）を条件として、本文および（注1）の考え方に賛成する。

（注3）の公示送達の要件を緩和することについて、賛成する。

#### <意見の理由>

子の監護に関する処分に係る家事事件手続においては特に、迅速に手続を進め、早期に解決を図ることが、子の生活の安定につながる。行政庁が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して調査することで、住所の調査にかかる当事者の手続負担が軽減されることが期待できるが、申立人が住所を知り得ることが適切でない場合もあるため、当事者はその記録を閲覧することができないよう規律を設けるべきである。

住民票上の住所が判明しても、実際にその住居に居住していない場合、公示送達の方法を選択する必要があるが、現地調査に関する資料を提出することは申立人の負担となり、実際に手続を進めることが困難となる場合があるため、公示送達の要件を緩和することは、子の利益に資するものである。しかし、相手方の手続保障の

面から慎重に検討すべきであり、またどのように要件を緩和するのか、引き続き検討を要するものと考ええる。

## 2 収入に関する情報の開示義務に関する規律

養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に関して、当事者の収入の把握を容易にするための規律について、次の考え方を含めて、引き続き検討するものとする。

### (1) 実体法上の規律

父母は、離婚するとき（注1）に、他方に対して、自己の収入に関する情報を提供しなければならないものとする。

### (2) 手続法上の規律

養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に関する家事審判・家事調停手続の当事者や、婚姻の取消し又は離婚の訴え（当事者の一方が子の監護に関する処分に係る附帯処分を申し立てている場合に限る。）の当事者は、家庭裁判所に対し、自己の収入に関する情報を開示しなければならないものとする（注2）。

（注1）婚姻費用の分担に関し、離婚前であっても、一定の要件を満たした場合には開示義務を課すべきであるとの考え方がある。

（注2）当事者が開示義務に違反した場合について、過料などの制裁を設けるべきであるとの考え方がある。

### <意見の趣旨>

(1)、(2) ともに賛成する

### <意見の理由>

養育費の額は権利者、義務者双方の収入等に基づいて算定されているが、現行法上は提出が義務とはされていないため、任意に提出しない場合、適正な算定がなされないこととなる。正確な収入額を明らかにし、養育費を適正に算定するために、実体法、手続法ともに開示義務を課すべきである。実体法上の開示義務が訓示的・理念的な行為規範と解釈されたとしても、当事者間に争いが無い場合、開示義務を課す実体法上の規律があることで、任意に提出することが期待できるため、実体法上の規律も必要であると考ええる。

(注1) 離婚前であっても、父母が別居している場合、子と同居している父母の一方が、他方に対して、子の監護に要する費用を請求できる場合があるため、開示義務を離婚時に限定すべきではないとの考え方に賛成する。

また、(注2) その実効性を確保するため、正当な理由なく開示義務に違反し、または虚偽の陳述をした場合には過料等の制裁を設けるべきという考えにも賛成する。制裁を科さなければ、任意の履行を期待できない場合も考えられるからである。

### 3 親子交流に関する裁判手続の見直し

#### (1) 調停成立前や審判の前の段階の手続

親子交流等の子の監護に関する処分の審判事件又は調停事件において、調停成立前又は審判前の段階で別居親と子が親子交流をすることを可能とする仕組みについて、次の各考え方に沿った見直しをするかどうかを含めて、引き続き検討するものとする(注1)。

ア 親子交流に関する保全処分の要件(家事事件手続法第157条第1項〔婚姻等に関する審判事件を本案とする保全処分〕等参照)のうち、急迫の危険を防止するための必要性の要件を緩和した上で、子の安全を害するおそれがないことや本案認容の蓋然性(本案審理の結果として親子交流の定めがされるであろうこと)が認められることなどの一定の要件が満たされる場合には、家庭裁判所が暫定的な親子交流の実施を決定することができるものとするとともに、家庭裁判所の判断により、第三者(弁護士等や親子交流支援機関等)の協力を得ることを、この暫定的な親子交流を実施するための条件とすることができるものとする考え方(注2、3)

イ 家庭裁判所は、一定の要件が満たされる場合には、原則として、調停又は審判の申立てから一定の期間内に、1回又は複数回にわたって別居親と子の交流を実施する旨の決定をし、【必要に応じて】【原則として】、家庭裁判所調査官に当該交流の状況を観察させるものとする新たな手続(保全処分とは異なる手続)を創設するものとする考え方

#### (2) 成立した調停又は審判の実現に関する手続等

親子交流に関する調停や審判等の実効性を向上させる方策(執行手続に関する

方策を含む。)について、引き続き検討するものとする。

(注1) 調停成立前や審判前の段階での親子交流の実施に関する規律については、本文のような新たな規律を設けるのではなく現行の規律を維持すべきであるとの考え方や、家庭裁判所の判断に基づくのではなく当事者間の協議により別居親と子との親子交流を実現するための方策を別途検討すべきであるとの考え方もある。

(注2) 親子交流に関する保全処分の要件としての本案認容の蓋然性の有無を判断するに際して、子の最善の利益を考慮しなければならないとの考え方があ  
る。また、親子交流に関する保全処分の判断をする手続(本文の(1)アの手続)  
においても、家庭裁判所が、父母双方の陳述を聴かなければならず、また、子  
の年齢及び発達の程度に応じてその意思を考慮しなければならないものとし  
る考え方があ  
る。本文の(1)イの手続についても、同様に、父母双方の陳述や子  
の意思の考慮が必要であるとの考え方があ  
る。

(注3) 本文(1)アの考え方に加えて、調停又は審判前の保全処分として行われる  
暫定的な親子交流の履行の際にも、家庭裁判所が、家庭裁判所調査官に  
関与させることができるものとする考え方もあ  
る。

#### <意見の趣旨>

- (1) ア、イともに賛成する
- (2) 実効性を向上させる方策について、検討することに賛成する

#### <意見の理由>

##### (1) ア

近年、面会交流は、子どもの人格的成長のために望ましいことが明らかにされ、最近では、面会交流を可能な限り認めることが、子どもの精神的な成長発達にとって望ましいという理解が定着している(相原佳子編「Q&A子どもをめぐる離婚事件実務」209頁〔石黒清子〕)。親子交流の調停成立や審判手続には相応の時間を要するため、別居親と子の交流の期間が無い状態が長期間に渡って続くことがあり得る。子の利益のために、長期にわたって別居親に会えない状況を回避するため、本案認容の蓋然性が認められることなどの一定の要件が満たされる場合には、家庭裁判所が暫定的に親子交流の実施を決定することができるものとするべきである。面

会交流の権利性を肯定するとして、誰の権利であるのか諸説あるところだが、どの立場に立っても、面会交流は子の利益のために行われるものであるため、実施については、子の最善の利益を考慮しなければならないという考え方（注2）に賛成する。

また、裁判所の判断により、親子交流に弁護士等の第三者を関与させることに賛成する。第三が関与することによって、より安全、安心に交流を実施することができ、また、同居親の精神的な安心にもつながり、親子交流の実施を拒むことを回避できる場合があると考えからである。第三者の候補としては、家庭裁判所の調査官が関与することに賛成する。子の監護状況の調査に精通し、専門性の高い知識を有するため、親子交流の実施に関与させることが有益であると考ええる。

#### （1）イ

長期間にわたり、別居親と子が会うことができない状態が続くことは、子の成長にとって望ましくないため、既存の仕組みより柔軟な解釈のもと、簡便に運用されることができる新たな仕組みを創設し、より早期の段階で別居親と子の交流を可能とするべきである。早期の段階から、家庭裁判所の調査官に交流の様子を観察させることにより、親権者の指定、監護者の指定につき公正、的確に判断することが可能となると考えられるため、調査官の観察を原則として要するものとするべきと考ええる。

しかしながら、見直しに消極的な意見が示すように、親子交流の実施が必ずしも望ましいことにならない場合もある。原則として、申し立てから一定期間に親子交流を実施する旨の決定をするものとし、事案によって、親子交流を実施することが子の最善の利益とはならないと判断された場合には、実施しないものとするができるという例外的な規定も設ける必要があると考ええる。

#### （2）

親子交流の定めに関する調停、審判がされたにもかかわらず、同居親が従わない場合、現行法の規律では実効性の確保が難しい場合がある。親子交流が子の最善の利益に資するに関わらず、正当理由なく同居親が拒んでいる場合、最終的には直接的な強制執行の導入も含めて、執行手続を見直す方向で検討することに賛成ではあるが、それは子の心身に過大な影響を与えるものであり、また同居親から交流を反対され、同居親に遠慮して別居親との面会を拒否することがあった場合の対応等、子が第三者に相談できる仕組みを整える必要があり、慎重に検討すべきと思う。

#### 4 養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に係る金銭債権についての民事執行に係る規律

養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に係る金銭債権についての民事執行において、1回の申立てにより複数の執行手続を可能とすること（注1）を含め、債権者の手続負担を軽減する規律（注2）について、引き続き検討するものとする。

（注1）1回の申立てにより、債務者の預貯金債権・給与債権等に関する情報取得手続、財産開示手続、判明した債務者の財産に対する強制執行等を行うことができる新たな制度を設けるべきであるとの考え方がある。

（注2）将来的に、預金保険機構を通じて、相続人等の利用者が、金融機関に対し、被相続人等の個人番号（マイナンバー）が付番された口座の存否を一括して照会し、把握することが可能となる仕組みが整備されることから、民事執行法における預貯金債権等に係る情報の取得手続においても、当該仕組みを利用するなどして、裁判所が複数の金融機関に対する債務者の預貯金債権に関する情報を、一括して探索することができる制度を設けるべきであるとの考え方などがある。

##### <意見の趣旨>

本文及び（注1）に賛成する。

（注2）については消極である。

##### <意見の理由>

（注1）

養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に係る金銭債権についての民事執行においては子の生活の安定のため、通常の手続より簡易に手続を進めることができるようにすることが求められる。申立て手続の負担が大きいため、債権者が養育費等の支払いを受けることを諦めて、生活が困窮することを防ぐため、手続負担を軽減し、簡易に履行を確保するための規律を設けることが必要と考える。

（注2）

養育費等の金銭債権に係る強制執行は、債務者の預貯金債権、給与債権等に対しなされることが多いと考えられるが、債務者の給与債権を差し押さえることにより、債務者が会社に居辛くなり、退職を余儀なくされ、今後の養育費の支払いを受

けることが難しくなる場合もあり得るため、預貯金債権への強制執行を簡易に行うことができる仕組みを作ることが有益であると考え。

預貯金債権への強制執行については、債務者がどの金融機関に預貯金債権を有しているかという、債務者名義の預貯金口座に係る情報をどのように取得できるようにするかが課題となる。しかし、「預金保険機構を通じて、相続人等の利用者が、金融機関に対し、被相続人等の個人番号（マイナンバー）が付番された口座の存否を一括して照会し、把握することが可能となる仕組み」を利用して、裁判所が債務者の預貯金債権に関する情報を、一括して探索することができる制度を設けることは消極に考える。預貯金口座へのマイナンバーの付番については、預貯金者の任意であるため、実効性に欠けるという点、また行政運営の効率化、預貯金者の利益の保護を図るための制度であるものを、本来の目的と違う、私人間の民事執行手続に利用するのは疑問である。債務者は予期せぬ事由にマイナンバーを利用されることとなるため、マイナンバーの利用範囲については、慎重に検討すべきと考える。

#### 5 家庭裁判所の手続に関するその他の規律の見直し

- |   |
|---|
| <p>(1) 子の監護に関する家事事件等において、濫用的な申立てを簡易に却下する仕組みについて、現行法の規律の見直しの要否も含め、引き続き検討するものとする。</p> <p>(2) 子の監護に関する家事事件等において、父母の一方から他の一方や子への暴力や虐待が疑われる場合には、家庭裁判所が当該他の一方や子の安全を最優先に考慮する観点から適切な対応をするものとする仕組みについて、現行法の規律の見直しの要否も含め、引き続き検討するものとする。</p> |
|---|

意見なし

#### 第6 養子制度に関する規律の見直し（注1）

##### 1 成立要件としての家庭裁判所の許可の要否

<p>未成年者を養子とする普通養子縁組（以下「未成年養子縁組」という。）に関し、家庭裁判所の許可の要否に関する次の考え方について、引き続き検討するものとする（注2）。</p>
---

【甲案】家庭裁判所の許可を要する範囲につき、下記①から③までのいずれかの方向で、現行法の規律を改める。

① 配偶者の直系卑属を養子とする場合に限り、家庭裁判所の許可を要しないものとする。

② 自己の直系卑属を養子とする場合に限り、家庭裁判所の許可を要しないものとする。

③ 未成年者を養子とする場合、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。

【乙案】現行民法第798条〔未成年者を養子とする縁組〕の規律を維持し、配偶者の直系卑属を養子とする場合や自己の直系卑属を養子とする場合に限り、家庭裁判所の許可を要しないものとする。

(注1) 養子制度に関する規律の在り方は、上記第2の1記載の離婚後に父母双方が親権者となり得る規律の在り方と密接に関連するため、相互に関連付けて整合的に検討すべきであるとの指摘がある。

(注2) 未成年養子縁組の離縁時にも家庭裁判所の許可を必要とすべきであるとの考え方がある。

<意見の趣旨>

甲③案に賛成する。(注2)については不要と考える。

<意見の理由>

自己又は配偶者の直系卑属(未成年者)を養子とする場合であっても、子の福祉に弊害を及ぼす危険がないとは必ずしも言い切れず、子の利益を中心に考えれば家裁の関与を必須とすべきであると考ええる。

(注2)に関し、15歳以上の未成年養子であれば法定代理人の関与なく離縁することになり、離縁後の親権行使につき問題が生ずるおそれがあるが、仮に家裁が未成年養子縁組の離縁を不許可としても養親と養子はすでに別居、またはこれに準ずる状態であることが多いものと思われ、家裁の許可を離縁の要件とすることは弊害が大きいものと考ええる。

## 2 未成年養子縁組に関するその他の成立要件

(上記1のほか) 未成年養子縁組の成立要件につき、父母の関与の在り方に関する規律も含めて、引き続き検討するものとする(注)。

(注) 試案の本文に明示しているもののほか、未成年養子縁組の成立要件に関する規律として、①未成年養子縁組に係る家庭裁判所の許可に係る考慮要素及び許可基準を法定すべきであるとの考え方や②法定代理人が養子となる者に代わって縁組の承諾をすることができる養子の年齢を引き下げ、または、一定以上の年齢の子を養子とする縁組をするためには当該子の同意を必要とするべきであるとの考え方などがある。

#### <意見の趣旨>

未成年者を養子とする場合に家裁の関与を必須とすることを前提に、現行の規律を維持することに賛成する。

#### <意見の理由>

親権者でも監護者でもない父(または母)の関与については、一律の規律を設けることは適当でなく、家裁の関与の中で柔軟な対応をすることが相当であると考えられる。

(注) ①につき、考慮要素、許可基準を法定することによる家裁の判断の硬直化を招く恐れがあるのではないかと、(注) ②につき、15歳という基準を引き下げることについて、また一定年齢以上の子の同意を必須とすることについて説得的な説明がなされていないのではないかとという点から、提案につきいずれも消極に考える。

### 3 養子縁組後の親権に関する規律

未成年養子縁組後の親権者に関する規律につき、以下の方向で、引き続き検討するものとする(注1、2)。

- ① 同一人を養子とする養子縁組が複数回された場合には、養子に対する親権は、最後の縁組に係る養親が行う。
- ② 養親の配偶者が養子の実親である場合には、養子に対する親権は、養親及び当該配偶者が共同して行う。
- ③ 共同して親権を行う養親と実親が協議上の離婚をするときは、その協議で、

その一方(注3)を親権者と定めなければならない。裁判上の離婚の場合には、裁判所は、養親及び実親の一方(注3)を親権者と定める。

(注1) 試案の本文は、上記第2の1記載の離婚後に父母双方が親権者となり得る規律を導入するか否かに関わらず、すべからく未成年養子縁組について適用される規律を提案するものである。

(注2) 実親の一方から、現に親権者である養親や他方の実親に対して、親権者変更の申立てをすることを認めるべきであるという考え方がある。

(注3) 上記第2の1記載の離婚後に父母双方が親権者となり得る規律を導入した場合には、試案の本文にある「一方」を「一方又は双方」とすべきであるとの考え方がある。

#### <意見の趣旨>

未成年者を養子とする場合に家裁の関与を必須とすることを前提に、①②③についていずれも賛成する。

(注2)につき、賛成する。

#### <意見の理由>

従前の解釈を明示する方向で引き続き検討することについて賛成したい。

(注2)については、申立自体が閉ざされてしまう現状の解釈は望ましくなく、(実親の一方に)申立の権利は留保しておくことが相当と考える。

#### 4 縁組後の扶養義務に関する規律

未成年養子縁組後の実親及び養親の扶養義務に関する規律として、最後の縁組に係る養親が一次的な扶養義務を負い(当該養親が実親の一方と婚姻している場合には、その実親は当該養親とともに一次的な扶養義務を負う)、その他の親は、二次的な扶養義務を負うという規律を設けることにつき、引き続き検討するものとする。

#### <意見の趣旨>

消極に考える。

<意見の理由>

いわゆる孫養子縁組の場合など、非養育型の養子縁組においても上記規律が妥当するの否か、慎重に検討されたい。

第7 財産分与制度に関する規律の見直し

1 財産分与に関する規律の見直し

財産の分与について、当事者が、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求した場合には、家庭裁判所は、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその協力によって取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮し、分与させるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、当事者双方がその協力により財産を取得し、又は維持するについての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

<意見の趣旨>

本文に賛成する。

<意見の理由>

現行法は、主に、婚姻中の形成財産に対する清算のための規定であり、その内容も、薄いものであったため、具体的な考慮規定を盛り込んだ本案に賛成する。寄与の程度の判断は難しい問題であるが、不明な場合は、相等しいとしているため、財産分与のスムーズな合意が期待できる。また、離婚により困窮する当事者がいる現状を鑑み、扶養的要素を加味していることも賛成理由である。

2 財産分与の期間制限に関する規律の見直し

財産分与の期間制限に関する民法第768条第2項ただし書を見直し、【3年】【5年】を経過したときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができないものとするほかは、現行法のとおりとする。

<意見の趣旨>

期間制限については、5年に賛成する。

<意見の理由>

養育費支払請求権の消滅時効と合わせることで、離婚に伴う清算を一度に解決できる方が望ましいと考える。なお、現行法の期間制限は除斥期間とされているが、養育費支払請求権の消滅時効に年数だけ合わせるのではなく、財産分与の期間も消滅時効とするものの検討を求める。

3 財産に関する情報の開示義務に関する規律

財産分与に関して、当事者の財産の把握を容易にするための規律について、次の考え方を含めて、引き続き検討するものとする。

(1) 実体法上の規律

夫婦は、財産分与に関する協議をする際に、他方に対して、自己の財産に関する情報を提供しなければならないものとする。

(2) 手続法上の規律

財産分与に関する家事審判・家事調停手続の当事者や、婚姻の取消し又は離婚の訴え（当事者の一方が財産の分与に関する処分に係る附帯処分を申し立てている場合に限る。）の当事者は、家庭裁判所に対し、自己の財産に関する情報を開示しなければならないものとする（注）。

（注）当事者が開示義務に違反した場合について、過料などの制裁を設けるべきであるとの考え方がある。

<意見の趣旨>

本文に賛成する。

<意見の理由>

財産分与に関する規律を見直したとしても、双方の財産開示義務がなれば、公平な財産分与は難しいため、特に、裁判等における手続法上の規律を規定することに賛成する。ただ、婚姻前に取得した財産については、一律に財産分与の対象になる訳ではないと考えられるため、個別事情を考慮した上での開示であれば賛成す

る。

## 第8 その他所要の措置

第1から第7までの事項に関連する裁判手続、戸籍その他の事項について所要の措置を講ずるものとする（注1、2）。

（注1）夫婦間の契約の取消権に関する民法第754条について、削除も含めて検討すべきであるとの考え方がある。

（注2）第1から第7までの本文や注に提示された規律や考え方により現行法の規律を実質的に改正する場合には、その改正後の規律が改正前に一定の身分行為等をした者（例えば、改正前に離婚した者、子の監護について必要な事項の定めをした者、養子縁組をした者のほか、これらの事項についての裁判手続の申立てをした者など）にも適用されるかどうかの問題となり得るところであるが、各規律の実質的な内容を踏まえ、それぞれの場面ごとに、引き続き検討することとなる。

意見なし

以上